

【大阪公立大学大学院経営学研究科研究生募集要項】

以下の情報は、大学院経営学研究科の研究生制度の概要です。

1. 登録資格

研究生に登録することができる者は、次の(1)～(4)に該当する資格があり、かつ研究指導を受けようとする教員の承諾がある者としてします。

- (1) 大学院博士前期課程（修士課程）修了者
- (2) 専門分野において(1)と同等以上の研究能力を有するものと研究科教授会が認めたもの
- (3) 国費留学生については学士課程の修了者
- (4) 8月～9月に実施する本学大学院経営学研究科前期博士課程の入学試験に合格し、入学手続を完了したもの

2. 在学期間

研究生の在学期間は、1年以内とします。ただし教授会において必要と認められ、学長が許可した場合には1年を限度とする延長、さらに加えて1年を限度とする再延長が可能です。これらの許可を受けようとする研究生は、研究期間延長願を研究期間満了1カ月前までに提出する必要があります。

3. 登録申請手続

研究生として登録を申請しようとする者は、次の書類を大学院経営学研究科教務担当へ提出してください。

- (1) 研究願（所定の用紙）
- (2) 最終出身学校の修了又は卒業証明書
- (3) 被雇用者にあつては雇用主の承諾書
- (4) 登録検定料
- (5) 最終出身学校の成績証明書
- (6) 研究計画書（A4版400字詰原稿用紙5枚以内）
- (7) 出身（在学）大学院の研究科長または指導教授の推薦書（所定の用紙）
- (8) 選考結果通知用封筒

（市販の長形3号封筒（12 cm×23.5 cm）に244円分の切手を貼付し、あて先を記入したもの）

なお、外国人留学生は次の書類も必要です。

- ・ 保証書（所定の用紙）＊日本在住者
- ・ 就学にし支えない程度に日本語を修得していることの証明
- ・ 在留資格・期間を証明する書類

【日本国内に居住する者】

「在留カード」の両面コピー又は市区町村が発行する「住民票の写し（原本）」
（国籍、在留期間が記載されたもの）

【外国居住者又は短期滞在者】

「パスポートのコピー」写真・国籍・氏名が記載されているページと上陸許可（短期滞在者のみ）が掲載されているページ

4. 選考及び許可

登録申請書類に基づき研究科教授会で選考の上、学長が決定し、申請者へ通知します。

5. 研究生の各種料金について

- (1) 登録検定料 9,800 円
- (2) 登録料
 - ア 大阪府民及びその子 84,600 円
 - イ その他の者 114,600 円
- (3) 授業料 月額 29,700 円

6. 注意事項

- (1) 納付後の登録検定料及び登録料の払い戻しは認められません。
- (2) 電話等による選考の照会には応じられません。
- (3) 登録申請書類は返却いたしません。
- (4) 登録資格等を偽ったと認めるとき、秩序を乱したときは登録を許可した日にさかのぼって、許可を取り消すことがあります。
- (5) 本学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づく、安全保障輸出管理に関する規定を定め、物品の輸出及び技術の提供の観点から厳格な審査を実施しています。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、ご注意ください。

7. 研究制度のお問い合わせ・登録申請書類提出先

〒558-8585 大阪府大阪市住吉区杉本 3-3-138

大阪公立大学 大学院経営学研究科教務担当

(杉本キャンパス学生サポートセンター)

TEL：06-6605-2203 月～金曜日（祝日及び休業日を除く）

9:00～17:00（12:00～12:45 を除く）

E-mail：gr-kyik-bus@omu.ac.jp